

編笠山国有林（分収育林地）の伐採について

令和3年度に満期を迎える分収育林地の伐採を予定しています。
この伐採は、緑のオーナーと国との契約に基づき行われるものですので、ご理解ご協力をお願いします。

分収育林とは、生育途上の若い森林を対象に、オーナーの皆様が樹木の対価と、保育及び管理に要する費用の一部等を負担していただき、契約に基づき国とオーナーの皆様がその樹木を共有して育て、売却時に販売代金を持分にに応じて分け合う（分収する）制度です。

○伐採箇所

長野県諏訪郡富士見町

編笠山国有林

1340い1、い3、い6、い8林小班

○伐採面積

31.5615ヘクタール

○植栽計画

カラマツを植栽予定

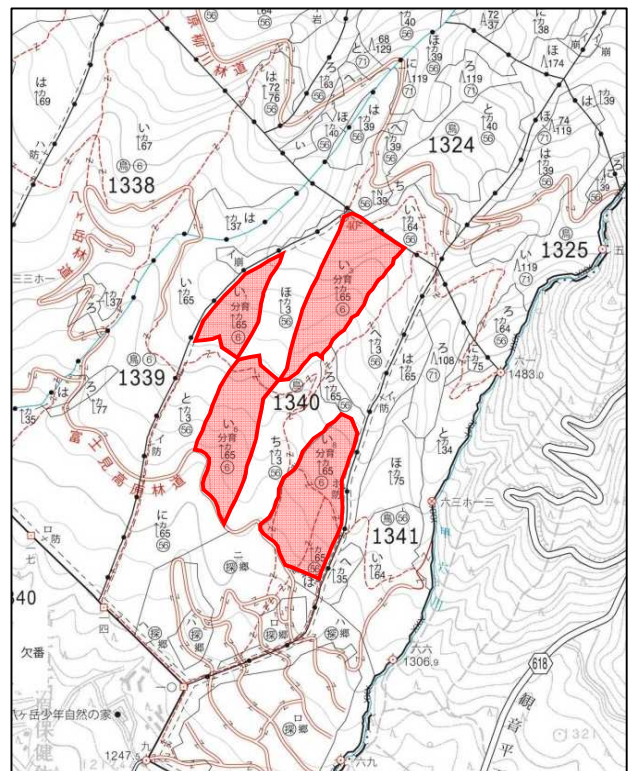
一口メモ

◎森林資源の適正な管理・利用

利用期を迎えた人工林について、「伐って、使って、植える」といった循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林等に取り組んでいます。

◎地球温暖化対策と森林吸収量について

我が国の人工林は高齢級化が進み、森林吸収量は長期的減少傾向となっています。その減少を抑え、2050年温室効果ガス排出ゼロの実現に貢献するためには、今後、間伐を確実に実施するとともに、エリートツリー等を積極的に活用した再造林を推進し、CO2をより多く吸収する若い林を増やしていくことが重要です。



【問い合わせ先】

南信森林管理署 業務グループ 総括森林整備官

電話：050-3160-6060

隣接地の再造林状況

今回伐採箇所の隣接地（編笠山国有林1340ほ・へ・と・ち林小班、30.84ha）も分収育林地でしたが、平成24年から伐採を行い、平成26年にカラマツ（2,500本/ha）を植付した箇所です。

植付後は、苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う「下刈」などの作業を行い、再造林を進めています。



【伐採跡地】



【現在】



※参考（森林・林業基本計画）

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、我が国の森林・林業施策の基本的な方針等を定めるものです。

新たな / 森林・林業基本計画

「持続性」と「成長」を両立させる時代へ

令和3年6月
閣議決定！

森林・林業
基本計画
とは？

森林や林業・木材産業に関する施策の基本的な方針を定めた計画です

森林・林業基本法に基づき、おおむね5年ごとに計画を変更しています。

どうやって
計画を変更
したのか？

林業・木材産業関係者をはじめ皆様の意見を基に変更しました

検討前と計画案作成後、広く国民の皆様から意見を募集し、それを踏まえて林政審議会で議論が重ねられました。

※意見の詳細は下記HPよりご覧いただけます。

誰のための計画？

森林の恵みを受ける全ての国民の皆様に関係します。例えば…



✓生活者
豊かな自然 山村での暮らし
SDGs アウトドア 木の家



✓林業・木材産業関係者
持続的な林業経営 再造林
木材生産 木造建築 輸出



✓地方の行政機関
森林情報の整備 複層林化
山村振興 森林生態系の保護

これからの施策の方向と5つのポイント

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現！



森林資源の適正な管理・利用
循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の展開
伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。



都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



新たな山村価値の創造

山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。



林野庁ホームページにおいて、森林・林業基本計画のポイントや本文、林政審議会での検討資料などをご覧いただけます！



森林・林業基本計画



林野庁